

第7次徳島県保健医療計画の中間見直しのポイントについて

- 1 全般事項（5疾病・5事業及び在宅医療、結核・感染症対策）
 - ① 元号の変更に伴う記載の調整（例：平成32年→令和2年）
 - ② 統計値等の時点更新
 - ③ 数値目標について、直近値の追記

- 2 個別事項（5疾病・5事業及び在宅医療、結核・感染症対策）

（1）がんの医療体制

ア 主な見直し事項

記載事項	主な見直し事項
現 状	国の指針の改正を踏まえた見直し（現行計画策定後の状況変化を踏まえた記載） ○ 「小児がん」について、徳島大学病院が、がんを含む高度な小児専門医療を担う「小児中核病院」とされ、同院を中心として本県の小児がんの医療連携体制を整備している旨、また、中国・四国で唯一の「小児がん拠点病院」である広島大学病院を中心とした「小児がん中国・四国ネットワーク」に、徳島大学病院と徳島赤十字病院が連携病院（小児がん診療病院）として医療連携を図っている旨追記 ○ 「AYA世代のがん」について、「小児がん中国・四国ネットワーク」の連携による治療提供体制の整備を目指すことや、徳島がん対策センターや拠点病院等の相談支援センターが、就学、就労、妊娠等の状況による悩みに対する相談に対応できるよう、努める旨追記 ○ 「がんゲノム医療」について、中四国エリアでがんゲノム医療中核拠点病院として指定を受けた岡山大学病院と県がん診療連携拠点病院である徳島大学病院を中心に、がんゲノム医療の実現に取り組む等を追記

イ 国の指針への対応

国が示した見直しの 方向性・論点	県の対応について	
	対応	理由
「小児・AYA世代のがん」及び「がんゲノム医療」に関する記載の追加	○ 「現状」に追記	○ 国の指針と整合を図る必要があると判断

(2) 脳卒中の医療体制

ア 主な見直し事項

記載事項	主な見直し事項
現 状	国の指針の改正を踏まえた見直し（他計画との整合） ○ 徳島県循環器病対策推進計画との調和を図りながら取組みを進める旨追記
数値目標	国の指針の改正を踏まえた見直し（他計画との整合） ○ 「脳血管疾患年齢調整死亡率（人口10万人対）」の令和5年度末目標値を、「徳島県循環器病対策推進計画」と同じ数値に修正

イ 国の指針への対応

国が示した見直しの 方向性・論点	県の対応について	
	対応	理由
都道府県循環器病対策推進計画との調和を図る	○ 「現状」に追記 ○ 「数値目標」のうち、「脳血管疾患年齢調整死亡率（人口10万人対）」を修正	○ 国の指針と整合を図る必要があると判断

(3) 心筋梗塞等の心血管疾患の医療体制

ア 主な見直し事項

記載事項	主な見直し事項
現 状	国の指針の改正を踏まえた見直し（他計画との整合） ○ 徳島県循環器病対策推進計画との調和を図りながら取組みを進めることを追記
数値目標	国の指針の改正を踏まえた見直し（他計画との整合） ○ 「虚血性心疾患年齢調整死亡率（人口10万対）」を「徳島県循環器病対策推進計画」と同じ「心疾患年齢調整死亡率（人口10万対）」に修正

イ 国の指針への対応

国が示した見直しの 方向性・論点	県の対応について	
	対応	理由
都道府県循環器病対策推進計画との調和を図る	○ 「現状」に追記 ○ 「数値目標」のうち、「虚血性心疾患年齢調整死亡率（人口10万人対）」を「心疾患年齢調整死亡率（人口10万対）」に変更	○ 国の指針と整合を図る必要があると判断

(4) 糖尿病の医療体制

ア 主な見直し事項

記載事項	主な見直し事項
現 状	国の指針の改正を踏まえた見直し（各種指標の見直し） ○ 「1型糖尿病に対する専門的治療を行う医療機関（インスリンポンプ治療実施医療機関）」の数を追記 ○ 糖尿病足病変に関し、本県の新規下肢切断術の年間件数が、全国と比較し悪い状況にある旨追記 ○ 「糖尿病患者の新規下肢切断術件数」を追記

イ 国の指針への対応

国が示した見直しの 方向性・論点	県の対応について	
	対応	理由
1型糖尿病は合併症予防・QOL維持のために専門的な治療が必要となることが多いことから、1型糖尿病に対する専門的治療を行う医療機関数として「持続皮下インスリン注入療法（CSII）の管理が可能な医療機関数」を把握する	○ 「現状」に、「1型糖尿病に対する専門的治療を行う医療機関（インスリンポンプ治療実施医療機関）」の数を追記	○ 国の指針と整合を図る必要があると判断
糖尿病足病変は、QOLの著しい低下を来すことから、NDB解析を用いて、都道府県毎に新規下肢切断術の件数を把握する	○ 「現状」に、「糖尿病患者の新規下肢切断術件数」を追記	○ 国の指針と整合を図る必要があると判断

(5) 精神疾患の医療体制

ア 主な見直し事項

記載事項	主な見直し事項
現状と今後の方向性	【現状】 国の指針の改正を踏まえた見直し（現行計画策定後の状況変化を踏まえた記載） ○ 以下の医療機関の数を追記 ①治療抵抗性統合失調症治療薬による治療を行うことができる医療機関 ②認知行動療法やmECTが実施できる医療機関 ③児童思春期精神科入院医療管理料を算定した精神病床を持つ医療機関 ○ アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症の患者について、「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づき、患者を診療する専門医療機関、及びそのうち治療拠点となる依存症治療拠点機関を選定した旨追記 ○ 「徳島県ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定を追記 ○ 徳島大学病院が平成30年に徳島県てんかん診療拠点機関に指定された旨追記 ○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、目指すべき方向に、地域住民の精神障がい者に対する理解促進及び適切な初期支援の実践に向けた効果的な普及・啓発の推進を追記 その他、現行計画策定後の状況変化を踏まえた見直し ○ 県東部に1カ所「地域型認知症疾患医療センター」を設置した旨追記 ○ 徳島県立中央病院を「災害拠点精神科病院」に位置づけた旨追記 【今後の方向性】 国の指針の改正を踏まえた見直し（現行計画策定後の状況変化を踏まえた記載） ○ アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症について、対応できる医療機関を明確にするとともに、「依存症専門医療機関」や「依存症治療拠点機関」を活用し、相談・治療・支援施設につながるよう努める旨追記 ○ 「てんかん診療拠点機関」を活用する旨追記

記載事項	主な見直し事項
医療体制の構築に必要な事項	国の指針の改正を踏まえた見直し（現行計画策定後の状況変化を踏まえた記載） ○ 現状把握の参考に、地域精神保健医療福祉資源分析データベース（ReMHRAD）を参考にする旨追記
数値目標	国の指針の改正を踏まえた見直し（各種指標の見直し） ○ 以下の項目を追加 ①アルコール依存症専門医療機関数及び治療拠点機関数 ②薬物依存症専門医療機関数及び治療拠点機関数 ③ギャンブル依存症専門医療機関数及び治療拠点機関数 ④てんかん診療拠点機関数

イ 国の指針への対応

国が示した見直しの方向性・論点	県の対応について	
	対応	理由
精神疾患の医療体制を構築するに当たっての現状の把握の参考調査項目に、地域精神保健医療福祉資源分析データベース（ReMHRAD）を追加する	○ 「医療体制の構築に必要な事項」に追記	○ 国の指針と整合を図る必要があると判断
○ 重点指標は、各疾患の入院及び外来診療をしている医療機関数となっているが、より患者に対する質の高い精神医療の提供に関するものとして、精神保健医療体制の高度化に資する項目に変更する ○ 医療計画における各精神疾患の領域における医療連携体制の構築と各種事業との連携を強化するため、各種事業において定められている拠点医療機関等を新たに指標例として追加し、重点指標とする	○ 以下の項目を数値目標に追加 ①アルコール依存症専門医療機関数及び治療拠点機関数 ②薬物依存症専門医療機関数及び治療拠点機関数 ③ギャンブル依存症専門医療機関数及び治療拠点機関数 ④てんかん診療拠点機関数	○ 国の指針と整合を図る必要があると判断

(6) 救急医療体制の整備

ア 主な見直し事項

記載事項	主な見直し事項
現 状	国の指針の改正を踏まえた見直し（他計画との整合） ○ 徳島県循環器病対策推進計画と調和を図りながら取組みを進める旨追記 その他、現行計画策定後の状況変化を踏まえた見直し ○ 徳島救急医療電話相談（＃７１１９）の事業開始を追記 ○ 鳥取県ドクターヘリの運航開始を追記 ○ 徳島県立中央病院におけるドクターカーの運用開始を追記
医療体制の構築に必要な事項	国の指針の改正を踏まえた見直し（現行計画策定後の状況変化を踏まえた記載） ○ 救命救急医療機関が、災害拠点病院と同様に自家発電機等を保有することが望ましい旨追記 その他、現行計画策定後の状況変化を踏まえた見直し ○ メディカルコントロール協議会に求められる事項として、「新型コロナウイルス感染症対策をとりながら適切に救急蘇生を行うことができるよう普及啓発を行うこと」を追記 ○ ２次救急医療機関の時点更新 ○ 過疎地域における医師不足への対応として、徳島県南部地域における遠隔診療支援システム（k-support）の導入を追記

イ 国の指針への対応

国が示した見直しの方向性・論点	県の対応について	
	対応	理由
災害に対応したインフラ整備等について、救命救急センターに求められている医療機能を踏まえ、災害時においても高度な救急医療を提供できる体制を構築するために、災害拠点病院と同様に非常用自家発電設備や給水設備の保有を求める 具体的には、災害拠点病院と同様に自家発電機（備蓄する燃料含む。）、受水槽（備蓄する飲料水含む。）の保有が望ましい	○ 「医療体制の構築に必要な事項」に救命救急医療機関の自家発電機等の保有について追記	○ 国の指針と整合を図る必要があると判断

(7) 小児医療体制の整備

ア 主な見直し事項

記載事項	主な見直し事項
現 状	その他、現行計画策定後の状況変化を踏まえた見直し ○ 小児救急医療拠点病院の徳島赤十字病院が、令和3年9月現在、週3日小児救急当番日病院として対応している旨記載 ○ 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭内での感染症対策が実施されたため、RSウイルスなど、子どもが罹患しやすいとされる感染症患者が減少し、小児救急（時間外）患者も減少した旨追記
医療体制の構築に必要な事項	その他、現行計画策定後の状況変化を踏まえた見直し ○ 小児救急医療拠点病院について、東部・南部圏域を徳島県立中央病院が対応し、徳島赤十字病院も、週3日を当番日として、入院を要する小児救急医療、小児重篤救急患者の救命救急医療に対応する旨修正
今後の施策	国の指針の改正を踏まえた見直し（現行計画策定後の状況変化を踏まえた記載） ○ 「徳島こども医療電話相談事業（＃8000）」における適切な回線数を確保する旨追記
その他	その他、現行計画策定後の状況変化を踏まえた見直し ○ 小児救急医療体制図について、徳島赤十字病院が週3日当番日病院である旨修正

イ 国の指針への対応

国が示した見直しの 方向性・論点	県の対応について	
	対応	理由
#8000事業については、『「いのちをまもり、医療をまもる」国民プロジェクト宣言！』が取りまとめられたことや、世論調査の結果を踏まえ、その体制整備を進めていくために、各都道府県が、適切な回線数の確保等を検討するに当たり、応答率等を把握しその結果も参考とすることを、指針において例示を行う	○ 「今後の施策」に、#8000における適切な回線数を確保する旨追記	○ 国の指針と整合を図る必要があると判断
災害を見据えた小児医療体制として、「災害時小児周産期リエゾン」に係る記載を行う	○ 現行計画から変更なし	○ 国指針の趣旨が現行計画に反映済み
小児医療過疎地域の一般小児医療を担う機能として、小児地域支援病院にかかる記載を行う	○ 現行計画から変更なし	○ 国指針の趣旨が現行計画に反映済み

(8) 周産期医療体制の整備

ア 主な見直し事項

記載事項	主な見直し事項
医療体制の構築に必要な事項	国の指針の改正を踏まえた見直し（現行計画策定後の状況変化を踏まえた記載） ○ 災害時の小児・周産期医療体制の構築のため、徳島県災害対策本部の「保健医療福祉調整班」に「災害時小児周産期リエゾン」を「災害医療コーディネーター」として配置する旨記載を変更 ○ 災害時においても高度な周産期医療を提供できる体制を確保するために、非常用自家発電設備や給水設備の保有等に係る整備について、総合周産期母子医療センターの指定要件として、災害拠点病院と同等の要件を求めること、また、地域周産期母子医療センターについても、同等の整備を行うよう促す旨追記 その他、現行計画策定後の状況変化を踏まえた見直し ○ 新興感染症等の大規模流行時には、徳島県周産期医療協議会において、総合周産期母子医療センターや周産期リエゾンを中心とした、周産期医療体制を構築する旨追記

イ 国の指針への対応

国が示した見直しの方向性・論点	県の対応について	
	対応	理由
国が発出した「災害時小児周産期リエゾン活動要領」を踏まえ、「災害時小児周産期リエゾン」に係る記載を変更	○ 「医療体制の構築に必要な事項」に概ね国の指針に沿った内容に記載を変更 ○ 配置先を「保健医療福祉調整班」と記載 ○ 災害医療コーディネーターのサポートではなく、災害医療コーディネーターとして配置	○ 国の指針と整合を図る必要があると判断 ○ 徳島県では、保健医療調整本部に当たる機能を有する組織を、「保健医療福祉調整班」として運用しているため ○ 徳島県では、従来「災害時小児周産期リエゾン」を災害医療コーディネーターとして任命しているため

(9) 災害医療体制の整備

ア 主な見直し事項

記載事項	主な見直し事項
現 状	国の指針の改正を踏まえた見直し（現行計画策定後の状況変化を踏まえた記載） ○ 災害時の保健医療及び介護支援活動に係る体制整備として、徳島県災害対策本部内の「保健医療福祉調整班」による総合調整実施を追記 ○ 災害時に小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、「災害時小児周産期リエゾン」を配置する旨記載を変更 その他、現行計画策定後の状況変化を踏まえた見直し ○ 災害拠点病院の時点更新 ○ 災害派遣医療チーム（DMAT）の豪雨災害支援（平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨）の実績を追記 ○ 北海道胆振東部地震、令和元年度東日本台風へのDMATロジスティックメンバーの派遣実績を追記 ○ DMATの編成状況の時点更新 ○ 災害DPATの編成状況の時点更新 ○ 災害時コーディネーターの配置状況の時点更新 ○ 災害時に避難所等で迅速に薬局機能を立ち上げることが可能な「災害時おくすり供給車両（モバイルファーマシー）」を令和元年度に整備した旨追記
医療体制の構築に必要な事項	その他、現行計画策定後の状況変化を踏まえた見直し ○ 県及び市町村に求められる事項として、感染症下における医療救護活動等に際しては、感染症予防に十分留意すること、平時から感染症蔓延時における傷病者の入院調整等の体制整備に取り組むことを追記
今後の取り組み	その他、現行計画策定後の状況変化を踏まえた見直し ○ 災害医療関係機関や災害時コーディネーター等との綿密な連携体制の確保を図るため、災害医療関係者が参加する訓練・研修をそれぞれ年度に1回以上実施する旨記載 ○ 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の養成に取り組み、二次的な健康被害の防止等に向けた体制の整備・充実を図る旨追記

イ 国の指針への対応

国が示した見直しの 方向性・論点	県の対応について	
	対応	理由
平成２８年熊本地震の初動対応の 検証により設置が決められた、保 健医療調整本部に係る記載を明記	○ 現状に「保健医 療福祉調整班」と して追記する	○ 徳島県では、 保健医療調整本 部に当たる機能 を有する組織を、 「保健医療福祉 調整班」として 運用しているた め
「災害医療コーディネーター活動 要領」「災害時小児周産期リエゾン 活動要領」を発出したことを踏ま え、現状の両者に係る記載を変更	○ 「災害医療コー ディネーター」に ついては、本県で は「災害時コー ディネーター」と して運用しているが、 特に修正は行わな い ○ 「災害時小児周 産期リエゾン」に ついては、一部修 正を行う	○ 現記載におい て、取り組み内 容は盛り込まれ ているため （元々国指針よ りも、本県の独 自性を打ち出し た記載にしてい たので、国指針 の変更が殆どな い。） ○ 計画策定後、 「災害時小児周 産期リエゾン」 の任命も進んだ ことから、養成 から配置に記載 を修正した

(10) へき地医療体制の整備

ア 主な見直し事項

記載事項	主な見直し事項
目指すべき方向と今後の取り組み	国の指針の改正を踏まえた見直し（現行計画策定後の状況変化を踏まえた記載） ○ へき地医療拠点病院の充実・強化のため、巡回診療、医師派遣、代診医派遣（「主要3事業」）、遠隔医療のいずれの事業も実施しなかったへき地医療拠点病院については、県が当該年度の現状を確認し、へき地支援を促進する旨追記
数値目標	国の指針の改正を踏まえた見直し（各種指標の見直し） ○ 「へき地医療拠点病院の中で、主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合」を追加

イ 国の指針への対応

国が示した見直しの方向性・論点	県の対応について	
	対応	理由
主要3事業に遠隔医療による支援を加えた4事業（必須事業）のいずれの事業の実施もなかったへき地医療拠点病院については、経年変化も考慮し、都道府県が当該年度の現状を確認すること	○ 「目指すべき方向と今後の取り組み」に追記	○ 国の指針と整合を図る必要があると判断
良質かつ適切なへき地医療を提供する体制を構築するため、「へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合」を追加指標とし、本指標の値を100%とすることを数値目標とすることが望ましい。 少なくとも、「へき地医療拠点病院の中でへき地医療拠点病院の必須事業の実施回数が年間1回以上の医療機関の割合」を指標とした上で、本指標の値を100%にすることを数値目標とすることが望ましい	○ 「へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合」を数値目標に追記する	○ 国の指針と整合を図る必要があると判断

(11) 在宅医療体制の整備

ア 主な見直し事項

記載事項	主な見直し事項
関係機関とその連携	国の指針の改正を踏まえた見直し（現行計画策定後の状況変化を踏まえた記載） ○ 医療的ケア児への在宅医療提供体制を構築するため、小児在宅医療に取り組む医師や小児から移行してきた患者に対応できる在宅医の増加を図る旨追記
数値目標	医療法に基づく見直し ○ 令和5年度末目標値の追記 国の指針の改正を踏まえた見直し（各種指標の見直し） ○ 「在宅療養支援歯科診療所」について、施設基準の変更が数度あったことから、「訪問口腔衛生指導を受けた患者数」に変更 ○ 「小児の訪問診療を実施している診療所・病院数」の指標を追加

イ 国の指針への対応

国が示した見直しの方向性・論点	県の対応について	
	対応	理由
令和2年度末までで設定されていた目標値について、令和5年度末の目標値を設定	○ 目標値を設定	○ 医療法に基づく見直しとして反映させる
小児在宅医療の提供体制について、小児医療に係る体制整備と整合的となり、成育過程を踏まえた整備が可能となるよう、現状把握に必要な指標例を追加する	○ 「小児の訪問診療を実施している診療所・病院数」の指標を追加	○ 国の指針と整合を図る必要があると判断

(12) 結核・感染症対策

ア 主な見直し事項

記載事項	主な見直し事項
基本的な考え方	その他、現行計画策定後の状況変化を踏まえた見直し ○ 新型コロナウイルス感染症対策においては、相談、検査及び積極的疫学調査の充実による感染防止対策、医療提供体制の拡充、ワクチン接種の促進を一体的に進めることが求められる旨追記
現状と課題	その他、現行計画策定後の状況変化を踏まえた見直し ○ 新型コロナウイルス感染症について、以下の項目を追記 1 相談体制 「一般相談窓口」、「受診・相談センター」の設置 2 検査体制 ① 「地域外来・検査センター」、「県内6保健所」、「診療・検査協力医療機関」における検体採取体制整備 ② 県保健製薬環境センターに加え、民間衛生検査施設においても検査が実施できる体制の確保 ③ 変異株発生の早期探知の強化を図るための「変異株のスクリーニング検査」の実施 3 積極的疫学調査 調査を均一化するためのマニュアル作成や、「前向き調査」「遡り調査」の迅速かつ的確な実施 4 医療提供体制 ① 公立公的病院を中心とする「入院受入医療機関」や「入院受入病床」の確保による患者受入体制の構築 ② 入院受入病床の稼働率向上のための「後方支援病院」の確保 ③ 軽症者や無症状者のための宿泊療養施設の確保 ④ 世界的需要拡大やグローバルサプライチェーンの分断に備えた医療資機材確保 ⑤ 大規模流行時の徳島県周産期医療協議会における周産期医療体制の構築 5 ワクチン接種 実施主体である市町村や、接種業務を担う医療機関、県医師会などの関係団体との連携

記載事項	主な見直し事項
施策の方向	その他、現行計画策定後の状況変化を踏まえた見直し ○ 新型コロナウイルス感染症等の新興感染症等への対応について、以下の項目を追記 ①現状や課題を踏まえ、令和３年11月に策定された「徳島県保健・医療提供体制確保計画」と調和を図りながら、必要な医療提供体制の確保を推進 ②新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保を検討